豊岡市ホームページ広告掲載基準

豊岡市ホームページ広告掲載取扱要領第2条第2項に規定する市長が別に定めるものは次に掲げるものをいう。

- (1)投機的商品の広告
- (2)消費者金融の広告
- (3)出資者及び出資金の募集広告
- (4) 霊感商法など不良商法と認めるものの広告
- (5)債権取立て、回収等の広告
- (6)特殊な結社団体の広告
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で「風俗営業」と規定される業種の広告
- (8)興信所等の広告
- (9)危険を伴う民間療法の広告
- (10)無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- (11)他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (12) 非科学的又は迷信に類するもので、他人を迷わせ、又は不安を与えるお それのある広告
- (13)集団的に、又は常習的に暴力等の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる広告
- (14)国内世論が大きく分かれている広告
- (15)市の広告事業の円滑な運営に支障を来たす広告
- (16) その他市長が適当でないと認める広告